

緑の気候基金(GCF)との連携に関する JICAの取組み方針

2018年3月9日

JICA地球環境部

気候変動対策支援に関するJICAの協力方針 (2016年9月作成)

(1) 重点課題

- ア. 低炭素、気候変動影響に対応する強靱な都市
開発・インフラ投資推進
- イ. 総合的な気候リスク管理の強化
- ウ. 途上国の気候変動政策・制度改善
- エ. 森林・自然生態系の保全管理強化

(2) 協力アプローチ

- ア. 開発と気候変動対策の統合的实施
- イ. 多様なステークホルダーとのパートナーシップ
- ウ. 日本の強みを活かした協力

認証機関(AE)としてのJICAの概要

2017年7月の第17回GCF理事会にて認証決定

機関分類:

インターナショナル・アクセス

認証機関として果たせる機能:

- ①プロジェクト管理 ②無償資金の贈与
- ③転貸／ブレンディング(ブレンディングのみ)

実施できる事業の規模:

大(250百万ドル超)

実施できる事業の環境社会リスクレベル:

高リスク(カテゴリーAの事業も実施可)

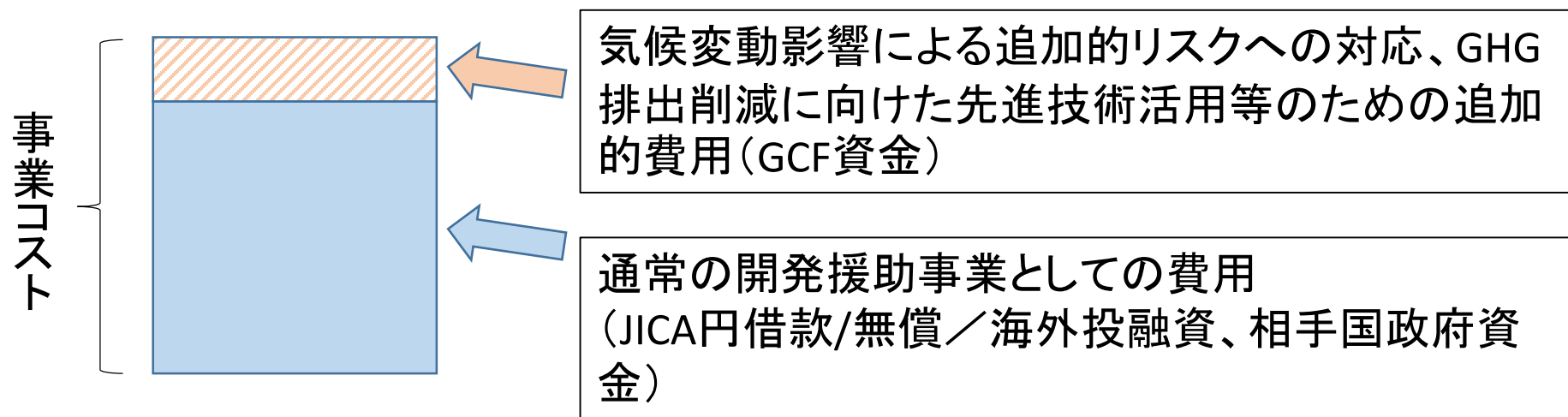
認証機関(AE)としてのJICAの取組方針 (GCF案件形成の方針)

- ①防災、②小島嶼開発途上国(SIDS)支援、③先進技術の活用、を重点テーマとする。
- JICAのODA事業との連携・相乗効果の期待できる案件を形成する。
- 対象パートナー国(途上国)における日本の開発協力戦略(国別開発協力方針)やJICAの事業展開との整合性を確保。

想定される案件タイプの事例(1)

ケース1 気候変動対策の追加コストに充当

JICA円借款/海外投融資/無償資金協力事業+ GCF資金による追加的気候変動対策費用のファイナンス



例: ADBのフィジー上水道案件では、ADB借款で上水道施設整備、GCFグラントで取水口移設(海面上昇による将来の塩水汚染リスク回避)

想定される案件タイプの事例(2)

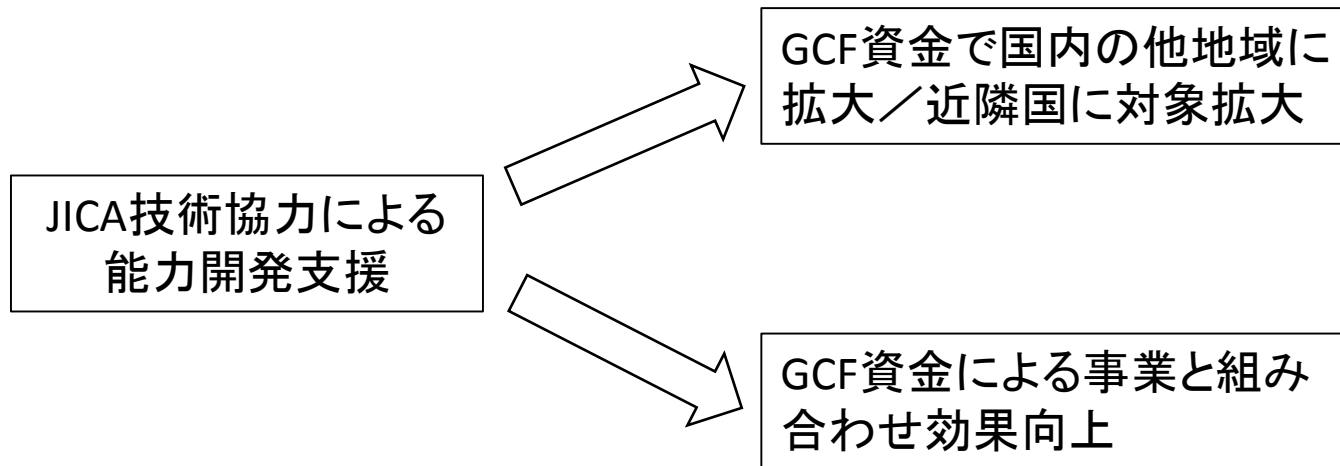
ケース2 GCF資金を活用して事業リスクを削減
GCF資金によるリスク削減(de-risk)→JICA資金／民間資金等による事業化



例：IDBは、カリブ地熱開発事業において、GCFの返還条件付グラント資金を試掘に活用。

想定される案件タイプの事例(3)

ケース3 JICA協力のスケールアップ、インパクト強化に活用



タイ、マレーシア等の所得が比較的高い国やSIDS等の小規模国でODA予算の配分が少ない国、無償・有償資金協力が困難な国を念頭

例: WFPはセネガルで過去に実施した小規模農家向け気候レジリエンス支援事業(R4 Rural Resilience Initiative)を、GCF資金によりスケールアップ。

認証機関(AE)ではない機関が案件形成を 検討する際の留意点

- 想定する事業の性質(必要とする資金のタイプ、案件の規模、リスクレベル)に適した認証機関をパートナーとして選定することが重要。
 - 例えば、JICAが活用できるのはGCFの4つの資金ツールのうちの贈与のみ。
- GCF資金を活用した調達は無アウター(アウター調達は無認められない)
 - 資金提供者としてではなく、コントラクター／サービスプロバイダーとして事業に参画することを想定する場合は要注意。